

令和 8 年 3 月

江南市議会総務委員会会議録

3月10日

本日の会議に付した案件

議案第10号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

議案第11号 江南市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第12号 江南市行政手続条例の一部改正について

議案第13号 江南市火災予防条例の一部改正について

議案第25号 (仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(建築)工事請負契約の締結について

議案第26号 (仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(管)工事請負契約の締結について

議案第28号 令和7年度江南市一般会計補正予算(第9号)

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

危機管理室

会計管理者の補助組織

の所管に属する歳出

第3条 繰越明許費の補正のうち

戸籍総合システム改修事業

住民基本台帳システム改修事業

第4条 債務負担行為の補正

第5条 地方債の補正のうち

消防施設整備事業

議案第34号 令和8年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

危機管理室

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 継続費のうち

第7次総合計画策定事業

地域強靱化計画改定事業

第3条 債務負担行為のうち

地域交流センター運營業務委託料

システム導入委託料

納税通知書等作成包括委託料

第4条 地方債のうち

次世代高度情報通信ネットワーク更新事業

消防施設整備事業

第5条 一時借入金

第6条 歳出予算の流用

議案第41号 令和8年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入

行政視察報告書について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（6名）

委員長 須賀博昭君

副委員長 土井紫君

委員 野下達哉君

委員 稲山明敏君

委員 中野裕二君

委員 藤岡和俊君

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	石 黒 稔 通 君	議事課長	間 宮 徹 君
副主幹	磯 部 将 人 君	主任	光 永 翔 太 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長

	茶 原 健 二 君
企画部長	平 松 幸 夫 君
総務部長	河 田 正 広 君
消防長	花 木 康 裕 君

防災安全課長兼防災センター所長 菱 川 秀 之 君

防災安全課主幹 瀬 川 雅 貴 君

防災安全課副主幹 柴 垣 伸 道 君

秘書人事課長 山 口 尚 宏 君

秘書人事課副主幹 古 川 幸 恵 君

秘書人事課副主幹 梶 浦 太 志 君

企画課長 大 池 慎 治 君

企画課主幹 浅 野 耕 太 郎 君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

横 井 貴 司 君

市民サービス課副主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

市民サービス課副主幹	千 田 美 佳 君 佐久間 秀 和 君
財政課長	矢 橋 尚 子 君
財政課主幹	伊 藤 俊 治 君
税務課長	金 川 英 樹 君
税務課主幹	古 川 雄 一 君
税務課副主幹	丹 羽 克 仁 君
税務課副主幹	横 川 幸 哉 君
税務課副主幹	杉 江 善 和 君
収納課長	吉 本 晴 永 君
収納課副主幹	伊 藤 貴 弘 君
総務課長	今 枝 直 之 君
総務課副主幹	清 野 慶 太 君
会計管理者兼会計課長	梶 田 博 志 君
会計課副主幹	新 田 和 子 君
監査委員事務局長	平 野 優 子 君
監査委員事務局副主幹	三 浦 理 恵 君
消防総務課長	杉 本 恭 伸 君
消防総務課主幹	村 上 祥 一 君
消防総務課副主幹	畑 毅 君
消防予防課長	栢 本 忠 幸 君
消防予防課主幹	蟹 江 雅 紀 君

消防予防課副主幹

木 元 健 二 君

消防署長

上 村 和 義 君

消防署東分署長

鈴 木 昌 樹 君

消防署主幹

山 本 育 男 君

消防署主幹

大 谷 充 広 君

消防署主幹

雉 野 広 治 君

消防署主幹

日下部 匡 彦 君

○委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は早朝より総務委員会に御参集いただきまして、ありがとうございます。

国では、まだ現在、当初予算の予算委員会が開催されておる状況でございますが、13日が衆議院通過のめどということになっておりまして、ぜひとも年度内に予算が通過することは、非常に市にとっても幸いなことじゃないかと思っております。

それでは、今回も当初予算を含めて多くの議題がありますので、委員の皆さん方の慎重審議、あるいは当局の皆様のきちっとした答弁をお願いしたいと思ひまして挨拶に代えさせていただきます。今日はよろしく願ひいたします。

それでは、市長から挨拶をお願いします。

○市長 皆さん、おはようございます。

久しぶりの同日開催ということで常任委員会のほうでございますが、どうぞよろしく願ひいたします。

去る2月19日に3月定例会が開会されまして以来、連日終始、慎重に御審議を賜りまして誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重な審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でありますけれども、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願ひをいたします。

○委員長 それでは、市長はほかの委員会に参りますので。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第10号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてをはじめ9議案の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順番ですが、付託順により行いますが、本定例会の常任委員会は試

行的に同時開催となっており、本委員会の危機管理室長と建設産業委員会の水道部長が兼務になっておることから、危機管理室と水道部の審査が重複した場合には審査順を入れ替えるなど適宜対応してまいりますので、よろしくお願ひします。

委員会での発言については、会議規則第114条において委員長の許可を得た後でなければ発言をすることができないと規定されています。質疑、答弁とも簡潔明瞭にお願ひし、挙手の上、委員長の指名後に発言をしていただくよう、議事運営に御協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

それでは、審査に入ります。

議案第10号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第10号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○秘書人事課長 それでは、議案第10号につきまして御説明申し上げますので、議案書の19ページをお願ひいたします。

令和8年議案第10号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてでございます。

次の20ページには、公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例（案）を、次の21ページ、22ページには参考といたしまして新旧対照表を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員 この条例改正で「江南市内に主たる事務所を有し」、これが削

除されて、市外へも派遣できるようになるというような説明だったと思いますが、これを変えて具体的な市外への派遣の事例という、そういうのがあるのかどうか。

○秘書人事課長 具体的な、今現在、派遣先といたしましては、愛知県尾張水害予防組合のほうを想定したものとなっております。よろしくお願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時30分 休 憩

午前9時30分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号 江南市職員の給与に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第11号 江南市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書人事課長 議案第11号につきまして御説明申し上げますので、議案書の23ページをお願いいたします。

令和8年議案第11号 江南市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

次の24ページには江南市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(案)を、次の25ページ、26ページには参考といたしまして新旧対照表を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　今回、特に災害応急作業手当というのがついて、これはどういういきさつでこういう手当がつくようになったかということと、ここの日額1,080円とあるんですけど、この金額の基準というのはどういうふうに定められたのか、この2点についてお願いします。

○秘書人事課長　まず、お一つ目の質問でございますけれども、今回の条例改正を御提案するに至ったいきさつということでございますけれども、令和6年8月1日付で総務省の消防庁のほうから、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対して手当を支給するように通知がございました。この通知を受けまして、消防本部のほうと調整の上、今回こうした条例改正案を提案するに至ったものでございます。

あと、今回の2点目の御質問で、1,080円という金額の根拠でございますけれども、こちらにつきましては国家公務員のほうの支給金額、こういった大規模災害の場合ということになりますけれども、こちらの金額と同額という形で内容を定めたものでございます。

○野下委員　令和6年8月1日付ということなんですけど、この令和6年というのは何か災害があつて、そういったところに各自治体の消防職員が派遣されたとか、何かそういうきっかけがあつたんですか。

○秘書人事課長　こちらは令和6年の1月、能登半島地震のほうがございました。そちらのほうに消防職員も多く派遣されておりました、こういったこともきっかけとなっているものと考えております。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた

します。

暫時休憩します。

午前9時34分 休憩

午前9時34分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号 江南市行政手続条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第12号 江南市行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 それでは、議案第12号につきまして御説明させていただきますので、議案書の27ページをお願いいたします。

令和8年議案第12号 江南市行政手続条例の一部改正についてでございます。

次の28ページには条例案を、30ページには新旧対照表を掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 30ページの新の下の方に公示事項と入っているんですけども、これは具体的に公示事項ってどういうことに当てはまるんですか。

○総務課長 所在が判明しない不利益処分の名宛人に対する聴聞及び弁明の機会付与の実施に当たり行う公示送達をするものです。具体的に申し上げますと、建築許可の取消しですとか、行政財産使用許可の取消しなどが挙げられるものでございます。

○中野委員　これってそういうときに、居所不明の場合にこうやって掲示でやっていくけど、今後はホームページか何かに記載していきますよみたいな話でよかったですかね。

○総務課長　条例改正前ですと、公示事項を記載いたしました書面を市の掲示場のほうに掲示をしておりましたけれども、条例改正によりまして規則で定める方法、すなわちインターネット公表により行うと同時に、従来どおり公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、もしくは公示事項を事務所に設置いたしましたパソコン画面での表示による方法で行うとすることによる行政手続法の改正に伴って、必要な部分、必要な対応を行うものでございます。

○中野委員　過去にこれの事案で当てはまった事例というのはありますか。

○総務課長　不利益処分の定義といたしまして、申請により求められた許認可等を拒否する処分や宛名人となるべき者の同意の下にする処分等、一定の処分が除かれておりますことから、件数のほうは具体的に把握をしておりますが、ほとんど対象は従来もなかったものと考えております。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時38分　休　憩

午前9時38分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号 江南市火災予防条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第13号 江南市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防予防課長 それでは、議案第13号につきまして御説明申し上げますので、議案書の33ページをお願いいたします。

令和8年議案第13号 江南市火災予防条例の一部改正についてでございます。

次の34ページ、35ページには江南市火災予防条例の一部を改正する条例(案)を、次の36ページから38ページには参考といたしまして新旧対照表を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員 これは新聞でも報道されていたサウナでの事故が基となっているとは思いますが、国の基準、法律が変わったのでこれを整備するという事になったのかという、まずそれを確認させてください。

○消防予防課長 東京で起こったサウナでの死亡事故と、今回の条例改正とは関係がございません。

○藤岡委員 そうなんですか、それが基準になって変わったのかなと思って。具体的に、江南市内にこれに該当する施設はあるのか。

○消防予防課長 簡易サウナ設備につきましては、江南市では今のところ把握しておりません。従前の、一般サウナ設備と名称が変わるんですけども、そちらのほうは市内で4事業所、11設備がございます。

○土井委員 先ほどの藤岡委員の御質問であった、私も最初それがよぎったんですけど、どちらかという逆ですね。規制の緩和につながるような条例改正だと思うんですけども、こうした事故が皆さん記憶に新しい中で規制の緩和というのは問題ないんでしょうかというか、どうしてそうなった

のかなというところがちょっと気になるんですけども、お答えいただけますか。

○消防予防課長 規制緩和の経緯ですけれども、近年のアウトドアブームに伴い、屋外に設置されるバレル型、日本語でいうと木だる型のサウナ設備及びテント型のサウナ設備に関して、従来の屋内型のサウナ設備よりも出力が小さいこと、屋外に設置してあることなどを勘案しまして、区別して屋外型の簡易サウナ設備として規制を緩和するものでございます。

○土井委員 屋外であるからということなんですけれど、サウナ自体が火を扱うもので危険が伴うということが認知されている一方で、こうした規制、こういう条件になることは消防としては問題ないと思っていらっしゃる。問題ないから、こういう内容であるということですのでよろしいでしょうか。

○消防予防課長 今回の改正につきましては、可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会において実験をした結果、規制緩和に至ったものでございます。

○委員長 ほかに。

○稲山委員 簡略化というか簡単になるということだと思んですけど、今後、こういったテント型というか、こういったサウナが市内にもできてくるものかなとは思いますが、そうした場合の設置届だとか、これをぱっと見た感じだと、消火器があれば別段何ら問題ないということだと思んですけど、そういった設置届だとか、そういった消火器はどこに置くかとか、そういったような把握というのは消防としてはどういった方法で把握されるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですけど。

○消防予防課長 今回の条例改正に伴いまして届出は簡易サウナ設備も一般サウナ設備も必要となりますので、その届出に対して消防予防課としては書類を精査して、場合によっては実際に現地で立入検査を行って安全を確認することとしております。

○稲山委員 普通から言えば、そういった普通の建物の中にあるサウナとかとなってくると、当然のことながら建築確認があつて消防の届出書と一緒に同時に回っていくもんだから、消防としては完璧に把握できると思んですけど、実際テントなんかだと確認も要らなはずですので、簡易ですので、仮設

※ 後刻訂正発言あり

的な話ですので、そうするとどうしても漏れてくるという可能性がありますので、その辺はやっぱりきちっと今後対応できるような体制を取っておいていただきたいと思っておりますので、その辺は要望として伝えておきたいと思えます。以上です。

○中野委員　最近、サウナって家庭でも結構楽しんで、設置している人もテレビで見たりいろいろするんですけども、今後そういう家庭への、市民への周知とか、そういう形はどういうふうになっていくのか。

○消防予防課長　先ほど届出は必ず必要だと申しましたが、訂正させていただきます。簡易サウナについては個人が設けるもの、一般サウナについては、個人の住居に設けるものは届出が不要となります。それも踏まえまして、今後、消防予防課として改めて、個人宅に設ける簡易サウナ設備が今後増加してくると予測されますので、ホームページ等で周知はしていきたいと思っております。

○中野委員　一般というのに何がどういうふうに入るのか、ちょっともう一回、改めて教えてもらえますか。

○消防予防課長　まず、簡易サウナ設備について御説明申し上げます。

簡易サウナ設備とは、屋外その他直接外気に接する場所に設けるテント型、またはバレル型のサウナ室に設ける放熱設備であります。サウナストーブの定格出力が6キロワット以下のものであり、かつ、まき、または電気を熱源とするものというのが簡易サウナ設備の定義でありまして、それ以外のサウナ設備が一般サウナ設備となります。

○野下委員　先ほど稲山委員のほうから質問があったときに課長のほうで場合によっては点検とかいう話があったんですけど、届出は個人のほうは要らないという話なんで、その場合によっては点検というのはどういう意味があるんですか。その場合というのはどういうことですか。

○消防予防課長　届出ですので必ず立入検査というのは必須ではないんですけども、任意で検査させていただけるということでしたら、現場に行って実際にその設備を確認しようということでございます。

○野下委員　すみません。現場を知らなくて。届出が要らないわけですよ、基本的に個人の場合は。課長のおっしゃった届出をしなくちゃいけないとい

うのは、事業所とかいうところになりますよね。そういったところというのは、結構規模が大きかったりとかあるかも分からないんですけど、そういうものというのは場合によってなんですか。必ずそういうのは、事業なんで、そういうのは点検とか、そういうのが必要じゃないかと思うんですけど、相手が許可してくれればとかいうようなニュアンスだったんですけど、これって相手がいいよと言ったら行くんですかね。

○消防予防課長 消防同意で確認できたものについては、現在は全て検査はしております。

○野下委員 これは、必ずそういったものは点検とかしないといけないとかいうことではないと認識してよろしいですか。私は事業だったらするべきじゃないかなと思っているんですけど、今日の話の中では。そういう認識じゃなくてもいいということではよかったですか。

○委員長 暫時休憩します。

午前 9 時 54 分 休 憩

午前 9 時 56 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○消防予防課長 今回のサウナ設備については火災予防条例の範囲の中ですので、狭い意味では必ず検査する義務というのはないんですけども、広い意味で消防法の防火対象物の立入検査ということで立入検査をするということとは可能であり、全て検査をしているというのが現状でございます。

○委員長 ほかに質疑は。

○藤岡委員 すみません、最後、簡単のところだけ。附則が3月31日からになっているので、どうして4月1日じゃないのかなと思って、それだけです。

○消防予防課長 こちらの3月31日である理由を総務省消防庁に問い合わせたんですが、年度内に施行させたかったためという回答をいただいております。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた

します。

暫時休憩します。

午前 9 時 58 分 休 憩

午前 9 時 58 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号 (仮称) 宮田東・藤里統合保育園建設(建築)工事請負
契約の締結について

議案第26号 (仮称) 宮田東・藤里統合保育園建設(管)工事請負契
約の締結について

○委員長 続いて、議案第25号 (仮称) 宮田東・藤里統合保育園建設(建築)工事請負契約の締結についてを議題といたしますが、議案第26号 (仮称) 宮田東・藤里統合保育園建設(管)工事請負契約の締結についてとは関連がありますので、一括して審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第25号及び議案第26号を一括して審査いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 議案第25号及び議案第26号につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案第25号につきまして御説明申し上げますので、議案書の127ページをお願いいたします。

令和8年議案第25号 (仮称) 宮田東・藤里統合保育園建設(建築)工事請負契約の締結についてでございます。

参考資料といたしまして、128ページには仮契約書を、次の129ページには特約条項を、130ページから133ページにかけて共同企業体の協定書を掲載させていただいております。

続きまして、議案第26号につきまして御説明申し上げますので、議案書の134ページをお願いいたします。

令和8年議案第26号（仮称）宮田東・藤里統合保育園建設（管）工事請負契約の締結についてでございます。

参考資料といたしまして、135ページには仮契約書を、次の136ページには特約条項を掲載させていただいております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員　すみません、ちょっとそもそもなんですけど、規模感がよく分かっていないので、構造とか、階数とか、建築面積とか、延べ床面積とかをまず教えてもらっていいですか。

○総務課長　まず、構造でございますけれども、鉄筋コンクリート造りで2階建てでございます。建築面積は782.13平方メートル、延べ床面積は1,417.98平方メートルでございます。

○中野委員　今回、契約金額は5億8,850万円となっておりますけれども、そもそもJVにした理由というのはどういう理由なんですか。

○総務課長　大規模であって、技術的難易度の高い工事を施工する場合に、確実かつ円滑な施工を図ることを目的に共同企業体を対象に契約することとしておりますこと。また、近年、建築工事の発注が減少しておりますことから、できる限り複数の業者が受注することができるよう配慮したものでございます。

○中野委員　今回のJVの参加要件ってどうなりますか。

○総務課長　参加要件でございますけれども、まず代表構成員につきましては愛知県内に契約営業所があること。ごめんなさい、愛知県内に主たる営業所または従たる営業所がございまして、かつ江南市との契約営業所があることを設定しております。

また、構成員につきましては、地域要件といたしまして、市内業者が落札する可能性が増加するように、江南市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町または扶桑町に主たる営業所があり、かつ江南市との契約営業所が、江南市、一宮市、岩倉市、大口町または扶桑町にあることと設定をしております。

○中野委員　今回の参加数と予定落札率をちょっと教えてもらえますか。

○総務課長　入札参加者数でございますけれども、2つの共同企業体による参加でございます。また、落札率につきましては99.44%でございます。

○中野委員　今回、落札率がちょっと異常に高いなと思うんですけれども、えらいコントロールがいいなという印象、これは何でこんなに高いのかとちょっと理由を教えてもらえますか。

○委員長　暫時休憩します。

午前10時06分　　休　憩

午前10時07分　　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長　予定価格のほうを公表しておりますことから、その価格を念頭に置いた競争入札によるものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○中野委員　今回、JVということで、榊原建設を見ると一宮のほうに本社を置いている会社で、100年企業なんで、そういう心配はないとは思いますが、もし雨漏りとか瑕疵担保の関係で、結構、JVが解散した後にいろいろトラブルになるケースもあると思うんですけれど、そういうところの責任の所在というのはどちらでどういうふうになっていくのか、お聞きしたいんですけれども。

○総務課長　参考に添付しております特定建設工事共同企業体協定書、こちらの第18条におきまして、当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする規定をしておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　よろしいですか。

○藤岡委員　議案第26号のほうでも5つの5分の1だったり、一般競争入札、

議案第25号が2分の1で議案第26号が5分の1とされています。こちらも基本的には、今の議案第25号の中野委員の質問のように参加要件とかは同じような形になるのか、市内業者ばかりなのかとか、そういうちょっと分かれば教えてください。

○総務課長 一般競争入札の参加要件でございますけれども、同様に市内業者が参加しやすいように設定をいたしているものでございまして、先ほど申し上げたように地域要件として、江南市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町または扶桑町に主たる営業所があり、かつ江南市と契約営業所があることを設定いたしております。応札が可能な業者といたしましては、江南市と一宮市で合わせて17業者ございました。実際に応札された業者につきましては、全て市内業者でございました。

○藤岡委員 全然違うことを聞くんですけれども、今までもいろんな一般質問等で、新しい公共施設をつくる時には木を使った、木材を使った建築という。今回は鉄筋なんですけど、特に保育園なんで、大口町の保育園のような木造で、木で造ったぬくもりがあるような建物、そういうのを今までいろいろ公共施設を造っていくときに、愛知県の木を使いましょうとか、そういうようなことを提案してきたことがあるんですけれども、今回そういった木造の建築ということは一切考えていなかったのか、やはり金銭的に安いので鉄筋という形になったのか、いかがでしょうか。

○委員長 暫時休憩します。

午前10時12分 休 憩

午前10時12分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 構造といたしましては、鉄筋、鉄骨、木造、それぞれございますけれども、総合的に勘案して、コスト等も勘案した上で、鉄筋を選ばれたということでございます。

○中野委員 さっきちょっと落札を聞いたら結構ぎりぎりであれなんですけど、今、工期が少しあるんで、物価高騰、人件費の高騰が著しいところがあって、最近ちょっと補正とかを見ていると、物価高騰分の補正が上がってきたりとかって、そういうのがあるんですけど、今回この建設に当たっては、

そういう心配がないのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○総務課長 国からも、契約後の物価高騰を勘案して、契約相手から申出がございましたら変更契約に応じるように通知もなされておりますことから、今回の案件もその対象となるというふうに考えておりますので、また今後、契約相手から申出がございましたら上程するような運びになるかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○中野委員 当然率の中、範囲内という認識で、あまりぼんと上がったような金額で、それを認めてくれといっても、そうそう認められるものじゃないと思うんですけど、そこら辺の範囲が、今は数字は聞きませんが、範囲内というような認識ですか。

○総務課長 例えば人件費の単価ですとか資材の単価のほうが上がりましたら、それに合わせて積算をし直して不足分を追加で変更契約を行う形になるかと思っております。

○委員長 ほかによろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時15分 休 憩

午前10時15分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決につきましては、それぞれの議案ごとで行います。

最初に、議案第25号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

危機管理室

会計管理者の補助組織

の所管に属する歳出

第3条 繰越明許費の補正のうち

戸籍総合システム改修事業

住民基本台帳システム改修事業

第4条 債務負担行為の補正

第5条 地方債の補正のうち

消防施設整備事業

○委員長 続いて、議案第28号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第9号）、第1条 歳入歳出補正予算の補正のうち、企画部、総務部、消防本部の所管に属する歳入歳出、危機管理室、会計管理者の補助組織の所管に属する歳出、第3条 繰越明許費の補正のうち、戸籍総合システム改修事業、住民基本台帳システム改修事業、第4条 債務負担行為の補正、第5条 地方債の補正のうち、消防施設整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは最初に、企画部秘書人事課について審査をします。

当局から補足説明がありましたら申し上げます。

○秘書人事課長 それでは、秘書人事課が所管いたします補正予算につきま

して御説明申し上げます。

議案書の164ページ、165ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最上段の2款1項1目秘書人事費で人件費等でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて企画課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○企画課長 企画課が所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案書の158ページ、159ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段の17款1項2目1節利子及び配当金、説明欄、江南市ふるさと応援事業基金利子、その下、18款1項1目1節総務管理費寄附金、説明欄、ふるさと寄附金と企業版ふるさと寄附金でございます。

160ページ、161ページをお願いいたします。

中段、21款5項2目11節雑入、説明欄、デジタル基盤改革支援補助金でございます。

164ページ、165ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段の2款1項2目企画費、ふるさと寄附事業から情報システム標準化事業まででございます。

補足説明はございません。よろしくよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員 企業版ふるさと寄附金130万円を寄附していただけた、もし、

こういうのは企業名で言えるんですかね。それか、1社なのか複数社なのかでもいいんですけど。

○企画課長　　今回、企業版ふるさと寄附金をいただきました130万円は2社からでございます。企業名も公表は可能とされておりますので、一社が株式会社ユイテック、もう一社が株式会社名古屋銀行でございます。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　よろしいですか。

質疑も尽きたようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　市民サービス課が所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げますので、議案書の149ページをお願いいたします。

第3表の繰越明許費補正として、2款3項戸籍住民基本台帳費に戸籍総合システム改修事業及び住民基本台帳システム改修事業を掲げております。

続きまして、154ページ、155ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段、15款2項1目総務費国庫補助金、2節戸籍住民基本台帳費補助金、右側の説明欄、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費等補助金でございます。

続きまして、168ページ、169ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段、2款3項1目戸籍住民基本台帳費、右側説明欄、戸籍事業から、170ページ、171ページ、住民基本台帳システム改修事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようでありますので、続いて総務部財政課について審

査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長　それでは、財政課の所管につきまして説明させていただきます。

歳入でございます。

議案書の158ページ、159ページをお願いいたします。

中段、17款1項2目1節利子及び配当金で、江南市財政調整基金利子でございます。

160ページ、161ページをお願いいたします。

上段、19款1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、歳出でございます。

164ページ、165ページをお願いいたします。

下段の2款1項5目財政費、補正予算額は224万3,000円の減額で、説明欄、財政調整基金管理事業が101万1,000円の減、次のページ、167ページ最上段、市有財産管理事業が123万2,000円の減でございます。

大きくはねていただきまして、214ページ、215ページをお願いいたします。

下段の12款1項1目公債費、補正予算額は1,173万4,000円の減額、説明欄、市債償還事業でございます。

続きまして、別冊の令和7年度江南市3月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の4ページをお願いいたします。

一般財源調でございますが、19款繰入金は江南市財政調整基金繰入金でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員　165ページの財政調整基金の利子の件なんですけど、当初は1,071万4,000円で利子を見ていたと思うんですけど、それが減って、当初は財政調整基金を幾らで見えて、今回、最終900幾らになる。財政調整基金

で見る金額が幾らで幾らになったのかというところをまず、何で100万円減ったのかという。

○財政課長 当初予算の見込みは、令和6年度の財政調整基金残高の見込みで計算をしております。当初、35億7,000万円程度で見込んでおりまして、0.3%で利率を見込んでおりました。決算の見込みですけれども、33億3,000万円程度で決算を見込んでおりまして、利率としては0.291%でございます。

○中野委員 令和6年度の決算を見たら、財政調整基金利子が200万円ぐらいだったんですけど、今回、令和7年度は1,000万円ぐらいで、その差が結構あって、何でこんなに違っていたのかなと思って。

○財政課長 去年の決算のとき、令和6年のときは決算ベースで0.07%の利率だったものが、今は0.291%になりました。その利率の増が関わってくるかと思えます。

○委員長 ほかに。

○藤岡委員 すみません、今、中野委員も質問されたので、最終的には財政調整基金、幾らぐらいになりそうだという予測を立てていただけますでしょうか。

○財政課長 令和7年度末の財政調整基金残高ですけれども、約29億8,000万円の予定でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。
よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、議案書の166ページ、167ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段の2款1項6目行政事務費、右側説明欄、いじめ問題調査事業及び庁舎等整備等事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 中野委員 たしか議案質疑であったと思うんですけど、12分の5、12回予定していたけど、5回で終わったという説明があったと思うんですけど、これは何で5回で終わったのか、ちょっと教えていただけますか。
- 総務課長 7月臨時会の補正予算で予算のほうはお認めいただいたものですがけれども、実際の委員の推薦、交渉、選任と段階を経て第1回目が行われたのが11月でございました。開催回数のほうは、12回といたしましたのは、当初4か月ぐらいいは月に2回ぐらいいのペースもあり得るかなということと、その後は月1回ぐらいいのペースで落ち着くのかなという想定で、8か月にわたって12回という想定をさせていただいたところでございますけれども、委員会の中で月に1回というふうに決められましたものですから、11月から、12月、1月、2月、3月と、5か月にわたって5回という予定の中、現時点まで4回終わって、今月末までにはあと1回加えて、計5回を見込んでいます。
- 中野委員 これは卒業されちゃったと思うんですけど、今後また来年度も継続してやっていくという話だと思うんですけど、その中で卒業しちゃって意見聴取とかというのはなかなか難しいというか、高校へ行ってというところで。時間単位の単価が結構高いんで、それでかなり費用面でも今度またちょっと上がっていくんじゃないかなと思うんですけど、その辺の対応をどのようにやっていくのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。
- 総務課長 調査におきましては、調査方針、それから調査方法等、委員会の委員の中で協議して決められるということでございますので、事務局としては、委員会の中で決められた方針、調査方法に従って進めていく。また、調査の進め方についても、基本的には委員のほうでやっていただく、もしくは補助委員を別に選任しまして、そちらをベースにやっていただくという形になってくるかと思っておりますので、実際に卒業されて一部生徒が一様に集まらないかもしれませんけれども、その中で委員のほうで調査方法を決められて進めていくということですので、調査コストについて事務局のほうで調整できるものではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。
- 中野委員 来年度もまた予算立てしなきゃいけないと思うんですけど、ま

た今回と同じような予算立ての見立てをしていくのか、方針だけちょっと聞いていいですか。

○総務課長 来年度も継続で調査ということになりますので、調査に当たりましては、先ほど申し上げたように事務局のほうで調整できる部分ではございませんので、かといって予算のほうで調査の制約になってはいけませんことから、今年度同様、必要な経費をしっかりと見込んで積算して計上していくという形でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はよろしかったですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて税務課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長 それでは、税務課の所管する補正予算につきまして説明させていただきますので、議案書の160ページ、161ページをお願いいたします。

歳入です。

中段にございます21款5項2目11節雑入のうち、税務課で航空写真負担金でございます。

はねていただきまして、168ページ、169ページをお願いいたします。

最上段、2款2項1目税務費の説明欄にございます土地調査評価事業、航空写真撮影事業でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 当初、1,400万円ぐらいで見立てていて、半分ぐらい要らなくなったよとなっていると思うんですけど、ちょっと理由を教えてくださいか。

○税務課長 こちら、当初、事前の見積りを基に予算の計上をしておりました。ですが、5者による指名競争入札の結果ということもありまして、理由

といたしましては入札であるということの影響、あとはこの契約を受託するための落札業者の企業努力というふうに認識しております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて会計課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○会計管理者兼会計課長　それでは、会計課が所管いたします補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の166ページ、167ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段の2款1項9目会計管理費で、歳入歳出事務処理事業の口座振込手数料でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員　会計課ですので、これは市から契約業者に振り込む件数が減って手数料が減ったという、そういうことですか。

○会計管理者兼会計課長　委員のおっしゃられるとおり、今回、補正予算を組ませていただいております口座振込の手数料でございますが、債権者の金融機関口座へ支払いをする際に、指定金融機関である三菱UFJ銀行へ支払う手数料でございます。

この手数料が減額となった主な要因でございますけれども、経費削減のため、同一債権者への振込が複数件ある場合には合算して振込を行っております、その削減効果によるものもあるものと考えております。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて危機管理室防災安全課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 防災安全課長兼防災センター所長 防災安全課が所管する補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

歳出につきまして御説明させていただきますので、議案書の166ページ、167ページをお願いいたします。

中段、2款1項8目防災安全費で、説明欄の交通安全施設整備事業で129万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補足して説明することはございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑もないようでありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 消防総務課長 消防総務課が所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の154ページ、155ページをお願いいたします。

補正の歳入でございます。

下段にございます15款2項5目消防費国庫補助金、右側説明欄、消防総務課、災害対応特殊救急自動車購入費補助金でございます。

次に、160ページ、161ページをお願いいたします。

下段にございます22款1項5目消防債、右側説明欄、消防総務課、消防施設整備事業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、議案書の206ページ、207ページをお願いいたします。

最上段にございます9款1項1目消防総務費で、右側説明欄、消防車両更新等事業でございます。

説明は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたし

ます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員　議案質疑でもちょっとされたとは思いますが、今回導入する災害対応の特殊……、議案質疑じゃないほうですね。すみません、間違えました。あれは消防はしご車のほうですね。災害特殊自動車のこの金額が少し安くなった理由をまずお願いします。

○消防総務課長　5者による指名競争入札の結果でございますが、当初の予算のときにも毎年見積りのほうを徴収して近隣の消防の情報とかも考慮して予算立てしておりますが、入札の結果は企業努力ということになるかと思われれます。

○委員長　よろしかったでしょうか。

○藤岡委員　今まで、こういう名前がついているんですけど、今、市が導入している救急車と何か違いがあるのか、違わないのか。

○消防総務課長　まず、名称のところでございますが、以前にも何度か説明のほうをしておる記憶もございますが、災害対応特殊という言葉が特によくつく車両がございます。これというのは、国のほうの緊急消防援助隊の補助金を活用して購入のほうをしている関係で、こういう冒頭のところに災害対応特殊とつきますので、救急車の内容につきましては、ほかの令和5年度の購入の救急車、また令和6年度に寄附をいただいた救急車と違いは特にございません。

○藤岡委員　ということは、やはりまた災害が起こったら、この救急車は出動しなきゃいけないという、そういうことなんですか。

○消防総務課長　委員言われるとおりでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ないですか。

質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

午前10時45分　休　憩

午前10時45分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号 令和8年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

危機管理室

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 継続費のうち

第7次総合計画策定事業

地域強靱化計画改定事業

第3条 債務負担行為のうち

地域交流センター運營業務委託料

システム導入委託料

納税通知書等作成包括委託料

第4条 地方債のうち

次世代高度情報通信ネットワーク更新事業

消防施設整備事業

第5条 一時借入金

第6条 歳出予算の流用

○委員長 続いて、議案第34号 令和8年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、危機管理室、企画部、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出、第2条 継続費のうち、第7次総合計画策定事業、地域強靱化計画改定事業、第3条 債務負担行為のうち、地域交流センター運營業務委託料、システム導入委託料、納税通知書等作成包括委託料、第4条 地方債のうち、次世代高度情報通信ネットワーク更新事業、消防施設整備事業、第5条 一時借入金、第6条 歳出予算の流用を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初に、議会事務局議事課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○議事課長 それでは、議会事務局議事課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

歳入はございませんので、歳出のみとなります。

一般会計予算書及び予算説明書の78ページ、79ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費、右側説明欄の人件費等から、はねていただきまして、84ページ、85ページ上段の説明欄、議会中継事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 すみません、確認のためちょっと二、三点お聞きしたいんですけども、前年度と比較すると788万2,000円、今回、政務活動費が60万円上がるんですけども、それ以外に何か上がる理由というのを、確認のため教えてもらえれば。

○議事課長 今回の当初予算、上がる理由につきましては、大きなものでいきますと給料と職員手当等となります。こちらは異動と人事院勧告による増となっております。

○中野委員　　あと、負担金、補助及び交付金、前回と比べると60万円上がっていると思うんですけど、これも何で上がったのか、ちょっとお聞きします。

○議事課長　　こちらにつきましては、先ほど中野委員がおっしゃられました政務活動費が増加したことに伴うものでございます。

○中野委員　　了解です。以上です。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　それでは、質疑も尽きたようでありますので、続いて危機管理室防災安全課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長　　防災安全課が所管する予算につきまして説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

予算書のほうは、28ページ、29ページをお願いいたします。

最上段の14款1項1目1節総務管理使用料のうち、説明欄の最上段、防災安全課、防災センター目的外使用料（職員組合）でございます。

少しはねていただきまして、50ページ、51ページをお願いいたします。

下段の16款2項1目1節総務管理費補助金のうち、説明欄の防災安全課、元気な愛知の市町村づくり補助金ほか2項目でございます。

少しはねていただきまして、62ページ、63ページをお願いいたします。

最下段の17款1項1目2節使用料及び賃貸料のうち、説明欄の防災安全課、防災センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

少しはねていただきまして、66ページ、67ページをお願いいたします。

上段の19款1項1目1節基金繰入金のうち、説明欄の防災安全課、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

少しはねていただきまして、72ページ、73ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、説明欄の下段、防災安全課、放置自転車等売却代ほか2項目でございます。

1枚はねていただきまして、74ページ、75ページをお願いいたします。

中段、22款1項1目1節総務管理債で、説明欄の防災安全課、次世代高度

情報通信ネットワーク更新事業債でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、124ページ、125ページをお願いいたします。

最下段の2款1項8目防災安全費、説明欄の人件費等から、大きくはねていただきまして、136ページ、137ページをお願いいたします。説明欄の防犯カメラ補助事業まででございます。

次に、また大きくはねていただきまして、254ページ、255ページをお願いいたします。

最上段の3款4項2目災害救助費、説明欄の災害救助事業でございます。

なお、14ページには第2表 継続費として地域強靱化計画改定事業、16ページには第4表 地方債として次世代高度情報通信ネットワーク更新事業を掲げてございますので、御参照を賜りたいと存じます。

補足して説明することはございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員 何点かをまとめてお伺いしたいと思います。

127ページのところで、ハザードマップ作成委託料とありますけれども、今までのハザードマップと何か観点とか変えて新しいものを作られると思うんですけど、どういった点の変更を考えていらっしゃるのか伺いたいのが1点。

あと、家具転倒防止用資機材等補助金が廃止になると思うんですけども、補助するだけが事業でないので、別にそれは構わないんですけども、ほかにこうした家庭内における転倒防止などの対策について何か事業として考えていらっしゃるのか、伺いたいです。

あと、137ページの防犯灯補助事業で、防犯灯のLED化率はかなり高まっていると思うんですけど、この令和7年度末での市内でのLED化率が分かったら、教えていただきたいです。

取りあえず以上です。

○防災安全課長兼防災センター所長 ハザードマップ作成委託料について御説明をさせていただきます。

今年度、下水道課が作成する内水浸水想定区域図を基に、指定避難所等を示した雨水出水のハザードマップを作成し、ホームページに掲載するための委託料でございます。今回、これは新規として上げさせていただいております。これまでは、防災ハンドブックの全面改定に合わせて雨水出水のハザードマップを掲載する予定でしたけれども、財政状況を鑑み、単独でホームページに掲載をする予定を考えております。

ホームページに掲載した雨水出水ハザードマップは、避難所の住所や収容人数などの情報を見ることもでき、スマートフォンのGPS機能と連動して現在位置から指定の避難所までのルート検索や住所の一覧から検索機能などのハザードマップウェブ版として使えるということで、新たな機能を持ったハザードマップということで考えます。

2点目の家具転倒の補助事業がなくなったというところで、これまでもいろいろ防災に関して、よもやま塾という形でいろんな応募があります。そうした中でしっかりと家具転倒についても、補助金はないですけれども、家具転倒によって被災した人がたくさん見えるということで、家具転倒の防止の金具をつけていただくよう周知してまいりたいと考えております。

3点目ですけれども……。

すみません、3点目ですけれども、LED化率ということなんですが、令和6年度末で83%です。令和7年度はまだ分かりませんので、すみません。

○委員長　ほかよろしいでしょうか。

○野下委員　129ページからの防災行政無線、需用費からずっとありますけれども、委託料も含めて。129ページ、131ページとありますよね。これは防災行政無線が新しく今度なるんですけれども、実際に形は変わっているんですけど、ほかに変わっていることは何かありますか。

○防災安全課長兼防災センター所長　従来の防災行政無線と今度の行政無線の違いということでよろしいですか。

従来は民間の施設を利用して、電波を利用して防災情報を防災スピーカーから伝達しておったんですが、今回は民間の施設を利用せずに、防災センターの上からJアラートの情報を受信して防災スピーカーに送信して情報を伝達するというのがあります。

加えて、それを伝達するには電波が260メガヘルツという電波があるんですけど、それに加えて携帯網の電波も併せて2つの電波で送るものですから、片方が壊れても片方が生きていれば伝達が確実に伝えられるということで、ハイブリッドという方式を採用しております。

あと、スピーカーは形が、ラップ式のスピーカーから高性能のスピーカーで長方形のスピーカーで、より遠くまでクリアに聞こえるというような性能を持っていますので、今まで以上に防災の情報が伝わっているんじゃないかと感じております。

○野下委員　新しい機器ということで聞きやすくなっているはずなんですけど、どうしても聞き取れない場合があります。これは構造上しようがないんでしょうけど、室内におっては聞こえないとか、天気によっては聞こえないとかあるんですけど、こういう場合って前に、自宅のほうからでもいいんですけど、何が鳴っているかというのを電話で問合せをすると答えてくれるという、そういうシステムを導入というような話もあったと思うんですが、新年度予算では何もないんですけど、これはどういうふうになっているかちょっと答えてください。正式な名前がちょっと分からないので。

〔「何ページ」と呼ぶ者あり〕

○野下委員　ページはなくて、予算には上がっていないんですけど。

〔「予算は上がっていますので」と呼ぶ者あり〕

○野下委員　上がっていますか。上がってればいいんですけど。

○防災安全課長兼防災センター所長　131ページの上段に電話料という項目が、役務費の中に電話料というような項目があるんですが、これは防災情報がスピーカーから聞こえない場合、聞こえているけど何を言っているか分からない場合に、ある電話番号にかけると、その放送の内容が伝わるということのを新たに今回4月から導入をしていこうというふうに考えております。

○野下委員　それがこの電話料……。

○防災安全課長兼防災センター所長　基本料金を払うことで、それが可能になるということです。

○野下委員　そうすると、これを導入する場合って、これは無料では導入できないと思うんですけど、そういうシステムを導入する場合ですね。それは

どこかで予算が上がっているかどうか、確認したい。

- 防災安全課長兼防災センター所長　　市民の方が何を言っているか分からないから確認したいということで電話をかけていただくと、電話料は市民の方のほうの通話料ということで負担になります。
- 野下委員　　聞きたいのは、じゃあどこに電話をすれば、あると思うんですけど、そういうシステムを導入するというのが必要だと思うんですよ。要らないんですか、それは。
- 防災安全課長兼防災センター所長　　この電話のサービスですけども、実は今日、委員協議会の中で説明する予定をしまして、これに加えてファクスも、難聴者の方が情報を知るのに、事前に登録するとファクスで送られるということも、その2点については来年度の4月から導入を考えていまして、広報「こうなん」とホームページのほうで周知をしてということを考えております。
- 野下委員　　委員協議会であるんなら、そこでお聞きします。
- 委員長　　ほかに。
- 中野委員　　131ページの総合防災訓練事業、今回、総務委員会で訓練に参加された団体と意見交換会をさせていただいて、その中から大体どれぐらいの人数を目的にしてとか、今回どれぐらいの人数が来たとか、そういった検証をして進めていかないと駄目じゃないのみたいな意見もあって、前回って大体目標をどれぐらいの人数を予定していて実際は何人来たのかとか、今年度どういう開催をしていくのかということも、方針的なものもちょっと教えてもらえればと思うんですけど。実際、これはたしか前、60万円ぐらいの予算をつけたと思うんですけど、今回47万幾らで、減額されたのは会場費が減額したとか、そんな内容でよかったのでしょうか。3点。
- 防災安全課長兼防災センター所長　　まず、人数については、今ちょっと資料を持ち合わせしてございませんので……。
- 中野委員　　400人ぐらいのような記憶が。
- 防災安全課長兼防災センター所長　　そうですね。一般質問のほうで答弁させていただいたので、ちょっと正確な数字を言わないといけないものですから、今、約ではちょっとまずいので控えさせていただきます。後ほどお伝え

しますので、すみません。

あと、方針につきましては、まだ反省等をいろいろ各団体からもいただいておりますので、その辺を踏まえて、またいろんな議員のほうからも、市民の方からも御意見を伺っております、もう少し市民の方が参加できるものを増やしてはどうかという話もありますので、そういったものを勘案しまして、また方針が決まりましたら議会等でも事前にお話しさせていただこうと考えていますので、よろしくお願ひします。

減額になった理由につきましては、今年度は日本赤十字社のほうでアルファ化米を炊き出し訓練として使っていてアルファ化米については予算で計上しておったんですけれども、来年度につきましては日本赤十字社のほうでアルファ化米のほうを持ち出ししていただけるということをお聞きしておりましたので、その分減額となりました。

- 中野委員 意見交換会の中でも、具体的な人数目標とかをしっかりと立てて進めていってほしいというような声もあったので、今年度、そういう形でどういうふうを実施していくかというのは、具体的な数値目標を設定して開催していってほしいという意見がございましたので、お伝えしておこうと思います。

続いて、自転車乗車用のヘルメットの補助金が100万円なんですけど、今回も100万円で、前回も、令和7年度も100万円の設定をしているんですけど、今回、令和7年度はもうすぐ終わるんですけども、実績というか、どれぐらいの率になるのか、最終どれぐらいで終わるのか。

- 防災安全課長兼防災センター所長 ヘルメットは、一応2月末で申請のほうを締め切りしましたので確定しております。申請件数は438人でございまして、予算が100万円ですけど、少し流用でお金を減らせていただきまして、96万7,000円のうち83万9,650円ということで86.8%という比率でございます。
- 中野委員 それで来年度も、その金額で出すということでよろしいですか、100万円。

- 防災安全課長兼防災センター所長 そのとおりでございます。

- 中野委員 あと、137ページの防犯灯の補助金の関係なんですけど、さっき土井委員からあったように、令和6年度で83%ということで、私も令和6

年度に区長をやっていたときに、今、この設置補助金が共架で2万5,000円で単独で3万8,000円になっているんですけども、実際こういうのも結構高騰してきて、区のほうの割と持ち出しが多いなということで、補助金の申請件数って、実際予算も10万円ぐらい昨年と比べると減っているんですけど、その辺の申請件数ってどんなふうになっていますか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　すみません、防犯灯の設置の件数ですけども、ちょっと今数字を、資料を持っていませんので、また後ほど報告させていただきます。

○中野委員　　実際今、さっき、補助金の2万5,000円、3万8,000円というのは昨年を見ても同じになっているんですけど、今後この金額は据置きというような認識でいいんですかね。

それで、電気代の補助金も見ると、昨年と見ると30万円ぐらい削減してきているので、LEDがどんどん進めば、その辺の電気代の補助金も削減できるなら、こちらのほうのバランスも取るべきかなと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　すみません。防犯灯の設置の補助ということで、過去にも物価の高騰、人件費の高騰などで上げた経緯がございます。また、今後そういった状況を見て、そういう上げなきゃいけないかなという時期になりましたら、当然それも現在の状況を注視しながら検討していきたいと考えています。

○野下委員　　2点お願いします。

127ページの防災力向上事業の中のマンホールトイレがありますよね。これは何なのかということですね。これが1点。

それから、133ページの交通安全施設設備事業の中の通学路のカラー舗装の金額が出ています。このカラー舗装について、これだけの金額で平米が出ていますが、これをやることによって、まだ未舗装のところというのは解消されないのかどうか。この2点について、お願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長　　マンホールトイレにつきましては、ウィステリアプラザのところにマンホールトイレを設置する予定で予算を計上させていただいております。

その内訳というか何を整備するかというと、健常者用を3基、車椅子用を1基、男子小便器用を1基ということで上げさせていただいております。

2点目のカラー舗装につきましては、各区からたくさんの要望をいただいて、まだそれが執行できない状況であります。そちらを、復旧のほうを最優先に考えるんですが、新たなほうにつきましては、必要性がある、今やらないといけないというような場合があった場合には、対応をしていくということも検討していかなきゃいけないなというふうには考えております。

○野下委員 区からの要望もあるんですけど、この金額で要望も含めて通学路の、いっぱいあると思うんですけど、まだ残る部分というのはありますか。

○防災安全課長兼防災センター所長 多分この金額だけではできないと思っています。

○野下委員 今後、通学路というのは非常に大事な部分でして、交通事故があってはいけない部分なんで、要望も踏まえて補正でも対応していただくことができれば、やっていただければありがたいと思いますが、何か所ぐらい残るかも全く分からないんで、これはおいおいとまたお聞きしていきたいと思いますが、まだ残るということで認識しておいていいですね。

○土井委員 129ページの防災センター維持事業のところ、施設の修繕料148万円、これは令和7年度はシャッターとかだったと思うんですけども、比較的新しい施設なので何の修繕なのかなということをお伺いしたいのと、137ページの防犯カメラ補助事業、これも、今、財政が厳しい中で残していただいたんですけど、どこにでもカメラがつけられるようになったら犯罪抑止になるというのは当然なんですけれど、結構、町内会と地元との調整も難しい中で、江南市においてどういった犯罪の抑止に、今、始まったところですけど、つながっているのか、効果があるから続けられるということだと思っておりますけれど、どういった犯罪をターゲットにしている、実際どのような効果が出ていると見込まれているのか、伺いたいです。

○防災安全課長兼防災センター所長 まず、1点目の修繕料についてですが、これも防災センターの1階のシャッターを修繕するものでありまして、シャッターが全部で、車を入れるところが3か所あるので、最終年度ということで上げさせていただいております。

あと、2点目の防犯カメラの補助金でございますが、効果があるのは、江南市は侵入盗が多いもんですから、そういったところで防犯カメラを設置しているよ、推進地区という看板も設置しているところがあると思うんですけども、そういった防犯カメラがあると犯罪者は敬遠するんじゃないかというふうに、警察からも、そういうような効果がある、防犯カメラは効果があるというふうに聞いていますので、そのように周知をしていきたいというふうに考えています。

○委員長 ほかに。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、私、委員として発言したいと思いますので、会議規則第118条の規定により副委員長と交代をします。

○須賀委員 先ほどちょっと防犯灯の関係で議題に上がっていましたがけれども、過去に私の一般質問で単価が悪いんじゃないかということで、令和6年度に単価を見直していただいて、そのときに質問したときに、令和8年度をもって防犯灯のいわゆるLED化率を100%にするというような御答弁をいただいておりますけれども、今回のこの予算は令和8年度予算でございますので、100%にするための費用が見込まれているのかと、まだLED化されていない町内会に対してどのようなアプローチをして100%にしていくのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○防災安全課長兼防災センター所長 防犯灯を令和8年度で100%ということで、過去にそういった答弁をしております。うちのほうの予算としては、区から申請が出てれば、100%に近い数字にはなると思うんですが、区も持ち出しというのがありますもんですから、申請が出てこないこともございます。そういったことがあるもんですから、周知のほうをもっと、防犯灯の設置補助について、これを今以上に周知していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○副委員長 よろしいですか。

では、委員長と交代いたします。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長　それでは、議事の途中ではございますが、暫時休憩とさせていただきます。

午前11時20分　休　憩

午前11時29分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、企画部秘書人事課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書人事課長　それでは、秘書人事課の所管につきまして該当箇所を御説明させていただきますので、別冊の一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

72ページ、73ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、73ページ、説明欄の中段やや上、秘書人事課所管の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から有料広告掲載料までの4項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

84ページ、85ページの中段をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目秘書人事費の人件費等から、94ページ、95ページの上段、市長への手紙事業まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員　95ページの市長への手紙なんですけれども、これは大体年間どれぐらいあって、出してもなかなか対応してもらえないというようなクレームもあったんですけど、その対応についてどのようにしているのか。

○秘書人事課長　まず、年間の件数でございますけれども、おおむね毎年200件前後ぐらいございます。ほとんどの方はメールで来る方が今は多いという形で、内容としましては、一番多いのは環境課の関係、ごみの関係だったり騒音の関係でしたりとかいうようなところで、あと防災の関係も多いで

すし、あとは農政関係も結構多くて、農地の草の関係だとか、そういった苦情も結構、この市長の手紙を通じてお声をいただくことが多い状況です。

こちらのほう、いただいた手紙の内容に関しては、担当課のほうでまず回答を作成させていただきまして、最終的には市長のほうを確認をした上で、回答が必要な方に関しては全て回答するというような形にしておりますけれども、なかなかすぐ対応できるものと、少しすぐには対応が難しいというものがございますので、そういったところでなかなか十分に、せっかく苦情をいただいた方に対しても市のほうで対応し切れない部分もあるかと思っておりますけれども、その辺りは市長を含めて確認させていただいて、将来的に解決できるものについては、引き続き担当課のほうも併せて対応していくというような形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○中野委員 93ページの市長のタウンミーティング、こちらのほうも大体去年どんな感じで、中学生とやったり高校生とやったりみたいなのは何かで見たんですけど、その辺の内容もまず。

○秘書人事課長 タウンミーティングにつきましては、こちらも毎年3回開催しております。今年度につきましては、江南高校のほうに行って、若者の方の意見をいろいろお聞きするというので、高校生の方の意見をお伺いしました。

あと、それから、今年度2回目については赤十字奉仕団の方、活動されている方をお呼びしまして、ちょうど総合防災訓練なんかでもいろいろ御協力いただいたところで、そういった市政への御意見をお伺いしました。

あと、3回目としましては、子ども食堂をいろいろこの市内で運営されている方、そういった方にお声がけさせていただいて3回目の会議を行いました。以上です。

○委員長 ほかに。

○藤岡委員 有料広告掲載料、こちら、やはり最近物価高ですので、市としてもちょっと単価を上げたりとか、もっと収入を増やしていくということを考えているのかいないのか、それが反映されているのか。

○秘書人事課長 歳入の有料広告掲載料でございますけれども、こちらの秘書人事課の分としましては、御承知のように広報の裏面のところの広告、そ

れから市のホームページのバナー広告、この2つとなっております。

今年度から、この有料広告についての業者を募集する際に、こちら広報の裏面のほうですと基本的に1ページ15万円という形で募集をしておったんですけれども、こちらのほうを15万円以上という形に設定させていただきまして、もし仮に同じ月で複数の事業者から申込みがあった場合は、価格が高いほうの業者を選ぶというような形で、そういった条件のほうを少し見直しました。それほど多くはないんですけれども、1件16万円という形で今年度そういう申込みをされた実績がございますので、また今後、そういったところで歳入の確保に努めていきたいと思っております。

○委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。

○土井委員　93ページの広報「こうなん」の印刷製本費が微減になっていると思うんですけれど、物価高の中で減額というのはどういう理由があるのかなと思ったので、何か工夫などがありましたら、教えてください。

○秘書人事課長　こちら広報「こうなん」の印刷製本費でございますけれども、大体100万円ほど減額、今年度にもなっております。こちらのほう、減額の理由としましては、事業見直しということで、なかなか市の財政も厳しい中で、こちらの広報「こうなん」の印刷製本費について、こちら区の区長方にお配りいただき、そういった負担軽減というのを含めまして、ページ数のほうを、今年度、年間340ページ予算を組んでおったんですけれども、こちらのほうを来年度は320ページにページ数の削減するということをこの予算のほうに反映しております。

あと、もう一点ございまして、広報「こうなん」のページの紙の厚み、こちらのほうを少し薄いものに変更しまして、区長のほうに配っていただくときも、紙の厚みによって広報の重さが大分変わってきますので、こちら紙の厚さを来年度少し薄いものに変更するというのを加味いたしまして、そういった影響で今回、この広報「こうなん」の印刷製本費のほう、今年度よりも削減されております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて企画課について審査を

します。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○企画課長 企画課所管の当初予算につきまして御説明申し上げます。

最初に、歳入でございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

中段の14款1項1目1節総務管理使用料、説明欄、地域交流センター使用料でございます。

次に、34ページ、35ページをお願いいたします。

下段の14款2項1目1節総務管理手数料、説明欄、地縁団体証明手数料でございます。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。

中段の15款4項1目1節総務管理費交付金、説明欄、地域未来交付金（地域未来推進型）でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

中段の17款1項2目1節利子及び配当金、説明欄、江南市ふるさと応援事業基金利子でございます。

次に、最下段の18款1項1目1節総務管理費寄附金、説明欄、ふるさと寄附金でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

下段の21款5項2目1節市町村振興協会基金交付金でございます。

その下、21款5項2目2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目11節雑入、説明欄、企画課、デジタル基盤改革支援補助金からコピー等実費徴収金でございます。

続きまして、歳出でございます。

94ページ、95ページをお願いいたします。

中段、2款1項2目企画費でございます。そこから102ページ、103ページの上段、情報システム標準化事業まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員　　99ページの第7次総合計画策定事業についてなんですけれども、以前に一般質問の際にも、今度の総合計画はコンサルというよりも市のほうでもんでというふうでお答えいただいていたと思うんですけれど、策定支援委託料というところで809万円計上されています。これはこういった内容のところでコンサルを頼んでいくのか、また審議会委員への報酬や市民会議委員への謝礼も計上されていますけれども、今後、こういった市民参加の会議のスケジュール等、決まっているものがありましたら、教えていただきたいです。

○企画課長　　まず、委託内容でございますが、令和8年度につきましては、人口ビジョンの改定ですとかアンケート調査の実施、審議会の資料の作成などを想定しております。

令和9年度につきましては、市民満足度調査の実施、計画原案の策定などを想定しております。

また、審議会、市民会議等の関係でございますけれども、現在検討中でございますけれども、ワークショップを新たに第7次総合計画の策定の際には実施したいと考えておまして、ワークショップのほうを8月から10月頃にかけて実施したいと考えております。その後、10月以降、審議会等のほうを開催して計画書のほうの素案等を作成していく予定をしております。

○委員長　　ほかによろしいですか。

○中野委員　　土井委員の総合計画のちょっと、ついでにあれなんですけど、ワークショップを開催していくって、どういう方を対象にワークショップを開催していくのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○企画課長　　広報等で広く募集をいたしまして、まちづくりに興味のある方というところで、江南市の今後の将来像をしっかりと市民の方と一緒に考えていきたいというふうに考えておりますので、そういったところで広く募集をしていきたいというふうに考えております。

○委員長　　ほかによろしいですか。

○藤岡委員　　地域交流センターの稼働率みたいなものを。

○企画課長 令和6年度につきましては、稼働率が68.4%だったと……。ちょっとお待ちください。

すみません。失礼いたしました。令和6年度は66%でございます。

○委員長 ほかによろしかったですか。

○藤岡委員 じゃあ、その関連で。委託していますので、なかなか市が直接この稼働率をアップするという事は、委託先がこの稼働率を高めるために何か努力しているようなことがあったら、教えてください。

○企画課長 地域交流センターを活用していろいろな事業を行っておりますので、例えば彩色まちづくりゼミナールですとか、ひと・コトこうなんマルシェ、そういったところを活用して多くの方に御参加いただいて、施設自体にも親しんでいただくような形で稼働率の向上を図っております。

○土井委員 すみません、話を戻してしまいますけれど、99ページの第7次総合計画のところ、先ほどワークショップみたいなものをやるとおっしゃっていて、こうした機会でも市民から意見を聴取して総合計画という形に反映させていく上では、多分ファシリテーションというか、議論をまとめて方向づけてというのが結構技術が必要になるかと思うんですけれど、そういったところにこういう委託を利用する考えはなしで職員でまとめていかれるという方針でよろしかったですかということが一つと、97ページの区長・町総代事業のところのまちづくり協力金、これは若干減っていると思うんですけれども、これは協力金を交付する団体が減ったのか、どういう理由によるものなのか、ちょっと2点、お願いいたします。

○企画課長 ワorkshopにつきましては、おっしゃるとおりファシリテーターの役目というのは重要ですし、非常に難しいものだと思っております。その部分は、コンサルの支援は多少あると思っておりますけれども、当日は入ってもらう想定はしておりませんので、職員でやる想定をしております。

2点目の区長・町総代事業につきましては、まちづくり協力金の単価自体は変わっておりませんので、掛ける世帯数の変動によって減額になっているというところでございます。

○委員長 ほかに質疑は。

よろしかったですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　市民サービス課が所管いたします予算につきまして御説明申し上げますので、一般会計予算書及び予算説明書の26ページ、27ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段、14款1項1目1節総務管理使用料の市民サービス課分、布袋ふれあい会館使用料及び布袋ふれあい会館目的外使用料（自動販売機）でございます。

次に、34ページ、35ページをお願いいたします。

下段、14款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料の戸籍手数料から諸手数料まででございます。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。

中段、15款2項1目1節戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事務費補助金でございます。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。

上段、15款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務費委託金でございます。

次に、50ページ、51ページをお願いいたします。

中段やや下、16款2項1目1節総務管理費補助金の市民サービス課分、消費者行政活性化事業費補助金でございます。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。

中段、16款3項1目1節総務管理費委託金の人権啓発活動地方委託金、その2つ下、3節戸籍住民基本台帳費委託金の人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

次に、72ページ、73ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のデジタル基盤改革支援補助金ほか4件でございます。

続いて、歳出について御説明申し上げますので、102ページ、103ページをお願いいたします。

上段、2款1項3目市民生活費、布袋ふれあい会館維持事業から、106ページ、107ページ最下段の市民相談員事業まででございます。

次に、108ページ、109ページをお願いいたします。

最上段の2款1項4目男女共同参画費、男女共同参画懇話会事業及び男女共同参画推進事業でございます。

次に、154ページ、155ページをお願いいたします。

中段の2款3項1目戸籍住民基本台帳費、人件費等から、162ページ、163ページ最下段の住民基本台帳等窓口事業（宮田支所）までが市民サービス課の所管でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員　では、布袋ふれあい会館の稼働率のこと。

さらにですけど、近くに先ほどの $t o k o + t o k o = l a b o$ の地域交流センターができて、布袋ふれあい会館の稼働率が下がっているかどうかというのを聞きたいんですけども、ついでに分かれれば。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　後ほどお答えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○土井委員　107ページの人権擁護相談事業で、県から100万円委託金が出ているということで丸々100万円の増額になっていると思うんですけど、具体的にどのような人権事業をされるのかということが1点。

あと、109ページのところで、男女共同参画推進事業で、これは決算のときにも伺ったかなと思うんですけど、H a p p yファミリーフェスタ、先日、今年度の分があって、非常にすばらしいイベントではあるんですけども、ああしたイベントを通して市はどのような男女共同参画社会をつくりたいのかという狙いがいまいち分からないので、こうした具体的な事業がどのようにこの男女共同参画社会の実現に向けて寄与しているのかという、ちょっと

目的というか効果のところを教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　まず、人権啓発活動地方委託金でございますけれども、こちらにつきましては啓発活動を通じて人権尊重の理念に関する正しい理解と人権尊重思想の普及を目的として法務省から委託を受けて実施する事業でございます。こちらの事業につきましては、名古屋法務局の一宮支局管内の7市町による輪番制で行っておりまして、令和8年度が江南市が実施自治体になるというものでございます。

実施の内容でございますけれども、こちらにつきましては小学生の児童のほうで協力をし合って、ヒマワリなどの花を育てる人権の花運動や講演会の実施のほうを予定しております。また、人権擁護委員の協力を得て、人権に関する絵本の作成というものを現在考えております。また、この絵本の内容を基に動く絵本として動画を作成しまして、保育園のほうで実施をしております人権教室のほうにて活用をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、男女共同参画ということですが、江南市としましては、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮して、家庭や地域、職場、学校などあらゆる分野におきまして、みんなが対等に関わることができる社会の実現というのを目指しております。具体的に申し上げますと、性別による役割の分担というものにとらわれることなく、誰もが自らの意思を自由に表現、選択、あるいは仕事と家庭生活を両立できる環境づくりというのを目指しております。

こうした社会の実現を目指しておりまして、江南市のほうでは中学生向けに多様な性だとか性別によらない進路、職業選択に関する記事を記載したパンフレットのほうを配付しておりますし、一般の方向けに女性が活躍をしておる事業所、こちらを御紹介したパンフレットを作成し、配付をしておるところでございます。

男女共同参画のフェスタでございますけれども、こちらにつきましてはジェンダー平等について正しく学べるイベントというような形で企画をさせていただいております。今年度につきましては、ジェンダーを題材にしましたミュージカルを行いました。また、ジェンダーフリーかるた会のかるた大会だとか川柳の表彰式なども行っております。また、小さなお子さんにいろいろ

ろな職業を体験していただく、男性、女性関わりなく職業を体験していただくというような形で、お仕事体験というようなこともさせていただいておるところでございます。

○委員長　ほかによろしいですか。

○藤岡委員　消費生活展がアピタ江南西店に代わるために大幅に予算が減ったという、そういうお話をお聞きしたんですけれども、内容も大分変わるんですかね。例えば1日開催だったのが1週間開催するとか、スターバックスの前の広場を使うんですかね、どこを使うのか。内容的にも、スペースの問題だとか内容が何か変わるのがあれば。今の段階で、まだ日にちは入っていませんけれども、いつぐらいにやる予定なのかというのが分かれば。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　実施時期や場所につきましては、今現在、アピタ江南西店と協議中でございます。こちらの要望としましては、従来どおり10月から11月に向けてということで今調整をしておるところでございます。

これまでと比べますと場所がある程度制約されますので、内容につきましては消費生活展運営協議会のほうとこれから調整してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、議事の途中ではございますが、暫時休憩します。

午前11時58分　休　憩

午後1時07分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、議案第34号の審査の中で、中野委員の質疑に対して答弁保留となっていましたことについて、当局から答弁を求めます。

○危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長　貴重な時間をいただきまして、申し訳ございません。

議案第34号の中野委員の質問の中で、お答えできなかった部分について、防災安全課長より御答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

す。

- 防災安全課長兼防災センター所長 貴重な時間をお借りし、中野委員の質疑で2点お答えできませんでしたので、お答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

最初に1点目は、総合防災訓練の参加者の人数についてでございますけれども、令和6年度は169名で、令和7年度は849名、約5倍の参加者でございました。

次に2点目として、防犯灯の設置費補助件数についてですが、共架のLED灯は265基、単独のLED灯は85基でございます。以上です。

- 委員長 それでは、続きまして、同じく議案第34号の審査の中で、藤岡委員の質疑に対して答弁保留となっていましたことについて、当局からの答弁を求めます。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長 貴重なお時間をいただき申し訳ございません。

先ほど保留とさせていただきました藤岡委員の質問、布袋ふれあい会館の利用状況及び地域交流センター開設による影響について、御答弁をさせていただきます。

地域交流センターとの比較とのことございましたので、布袋ふれあい会館の会議室の稼働率を申し上げます。

地域交流センター供用開始前の令和4年度の稼働率でございますが、41.3%でございました。令和6年度の稼働率は40.4%となっております、地域交流センターの開設による影響はないものと考えております。よろしくお願いいたします。

- 委員長 それでは、引き続き審査を継続してまいります。続いて総務部財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 財政課長 それでは、財政課の所管につきまして御説明させていただきます。

一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

上段、2款1項1目1節地方揮発油譲与税から、26ページ、27ページ最上段、12款1項1目1節交通安全対策特別交付金まででございます。

はねていただきまして、62ページ、63ページをお願いいたします。

中段、17款1項1目1節土地建物貸付収入の財政課所管分でございます。
64ページ、65ページをお願いいたします。

中段、2目1節利子及び配当金の説明欄5つ目、財政課、江南市財政調整基金利子と江南市公共施設整備事業基金利子でございます。

その下、2項1目1節建物売払収入、2節土地売払収入でございます。

66、67ページをお願いいたします。

最上段、19款1項1目1節基金繰入金で説明欄5つ目の財政課、江南市財政調整基金繰入金でございます。

同じページの下段、20款1項1目1節前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

108ページ、109ページをお願いいたします。

下段、2款1項5目財政費の人件費等から、112ページ、113ページ上段、PCB廃棄物処理事業まででございます。

次に、大きくはねていただきまして、466ページ、467ページをお願いいたします。

最上段、11款1項1目公共施設災害復旧費でございます。

その下、12款1項1目公債費と、その下、13款1項1目予備費でございます。

続きまして、別冊の令和8年度江南市当初予算説明資料をお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

令和8年度一般会計当初予算一般財源調でございます。

7ページ、最上段、2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金までと、その下17款財産収入のうち右側備考欄、不動産売払収入、その下19款繰入金、20款繰越金でございます。

次の8ページは、一般会計における公債費の状況、はねていただきまして、

11ページの基金の状況では、上から2つ目の財政調整基金から土地開発基金まででございます。

15ページをお願いいたします。

15ページの都市計画税の用途についてと、16ページには引上げ分に係る地方消費税収の用途についての説明資料です。

説明は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 113ページのPCB、これ昨年なかったんですけど、今年出てきて、これ財政の管轄になっているあれなんですか、これ。

○財政課長 低濃度のPCBの廃棄物につきましては、国の基準で令和8年度までに廃棄をすることになっておりますので、基準に沿って令和8年度夏までに廃棄を行うというような措置になっております。

PCBについては、財政課のほうで所管をしております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長 それでは、税務課の所管する予算につきまして、該当箇所を説明させていただきますので、予算書の20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款市税でございます。

1款市税、1項市民税から最下段の5項都市計画税、こちら1枚はねていただきまして、次の22ページ、23ページの最上段に続きます。

このうち、それぞれ1節の現年課税分と軽自動車税の環境性能割とありますのが、税務課の所管となります。

少し飛びまして、34ページ、35ページをお願いいたします。

下段にございます14款2項1目2節徴税手数料になります。

証明手数料をはじめ2項目でございます。

また少し飛びまして、72ページ、73ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、中段にございます税務課、郵便料実費徴収金をはじめ3項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

140ページ、141ページをお願いいたします。

2款2項1目税務費の説明欄にございます人件費等から、149ページにあります税諸証明書交付事業まででございます。

恐れ入りますが、別冊の令和8年度江南市当初予算説明資料をお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

令和8年度一般会計当初予算一般財源調といたしまして、市税の歳入内訳書を掲げてございます。

また、少しはねていただきまして、15ページをお願いいたします。

こちらには、都市計画税の用途について掲げてございます。

説明は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○藤岡委員　コンビニ交付を、今どのぐらい利用者があるかというのと、それが予算にどのように反映されているのか分かりますか。

○総務部長　コンビニ交付につきましては、税務課の分につきましては来年度からということで、今年度はございませんので、その上で少し答弁させていただきます。

○藤岡委員　どのぐらいを見込んでいるのかという、そういうのを伺いたい。

○税務課長　見込みの件数でございますが、こちらは市民サービス課のコンビニ交付件数を参考にいたしまして、コンビニ交付の所得証明書の数を2,244件、非課税証明書を22件という件数を見込んでおります。

ただし、早くて10月からの実施予定になりますので、予算につきましては、

これを12か月分の6か月という計算で見込んでおります。

○委員長　ほか、質疑よろしいですか。

ほかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて収納課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○収納課長　それでは、収納課所管につきまして、当該箇所を説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

一般会計予算書及び予算説明書の20ページ、21ページをお願いいたします。

1款1項1目、市民税の個人から、22ページ、23ページの上段、5項1目都市計画税までの各項目の2節、説明欄、滞納繰越分でございます。

はねていただきまして、58ページ、59ページの中段をお願いいたします。

16款3項1目2節徴税費委託金でございます。

はねていただきまして、68ページ、69ページの上段をお願いいたします。

21款1項1目1節延滞金でございます。

このページの下段をお願いいたします。

21款5項1目1節滞納処分費と、その下、21款5項2目3節土地改良区費徴収交付金と、73ページ、21款5項2目11節、森林環境税過誤納還付金返還金でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、148ページ、149ページをお願いいたします。

2款2項2目収納費、149ページ、説明欄、人件費等から、155ページ、上段の納税相談事業まででございます。

続きまして、別冊の令和8年度江南市当初予算説明資料の6ページをお願いいたします。

ここでは、令和8年度一般会計当初予算一般財源調の中で、今回の歳入予算のうち市税の滞納繰越分について、市民税から都市計画税までの内容を掲載しております。

説明は以上となります。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○稲山委員　151ページの滞納者対策事業の納税催告事業なんですけど。

1人で住んでおられる方がおったりして、そういった方、その御自宅にお見えになればいいんだけど、例えば、東京なんかには息子さんがおって、そういった方がどこかの施設に入れられてどこの施設に行ったのか分からんといったような状況があった場合は、これはそういった相続される、相続予定者やな、分からんから、相続予定者のところにまでこういった納税の通知を送るのか、こういった場合ってどうなるのかなというのがまず1点なんですけど、ちょっとその辺を教えてほしいんですけど。

○収納課長　今御質問がありましたように、亡くなられてはいないですけれども、その方が見えるか見えないかということにつきましては、我々も職権で追えるところまでは追えたり、家族の方とか代表者の方が見えれば、そちらの方へ情報を聞きながら対応はしておりますけれども、なかなか最終的にはちょっと行き詰まってしまうような部分というのはあるかと思えます。

○稲山委員　内容的には、そんなに詳しい内容というのは教えてもらえないと思うんですけど、それはどういうふうに遡及していくのかなと。

納税、要は税務課のほうで、その家族構成も全部把握しておるのか、市民サービス課のほうにそれを職権で調べさせるのか、その辺はどういう形になるのか、ちょっと教えてほしいんですけど。

○収納課長　今、稲山委員のほうからお話がありましたように、収納課で分からないところにつきましては、やはり税務課ですとか市民サービス課に照会をかけたところまで対応してまいっているところでございます。

○稲山委員　実際問題、今はそういった形で税金が取れないというような、そういった御家庭というのか、そういった世帯というのはどれぐらい把握しておるのか、ちょっと教えてほしいんだけど。全くないのか、ちょっとその辺分からないものですから。

○収納課長　申し訳ございません。

ちょっと数字的にはつかんでおりませんが、言えることはゼロではないと思われま

○稲山委員 今後、多分もっと増えてくると思うんだわね、そういう家庭とか、独居老人の方も増えてきておるのは全く事実の話ですので、そういった方に対する納税義務というのを、相続が行われていない段階で、どうのこうの言うのは非常に難しい問題かもしれませんが、その辺、ちょっと行政的にも何か手を打っていかないと、非常に後々困ることになるのではないかなと思いますので、その辺、意見とか、あれとして、ちょっとここでお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。意見でいいです。

○収納課長 ありがとうございます。

こちらは須賀委員長の一般質問で御質問を受けましたけど、連帯納税義務者みたいなのところにも調査をかけて取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長 暫時休憩します。

午後 1 時 29 分 休 憩

午後 1 時 33 分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに御質問ございませんでしょうか。

○野下委員 金額的には僅かな話ですけど、ちょっと教えてください。

155ページの納税相談事業というのがついてますよね。金額的にはこんだけなんですけど、これを見ると相談をする事業なんで、どういうもので、郵便料も入っていて、誰にこれを送るかとか、ちょっとこれを教えてください。

○収納課長 今御質問がありました納税相談事業につきましては、こちらは日中に市役所窓口へ納税相談にお越しになれない方につきましては、毎年11月、12月、2月の3か月、市役所終了後から夜の8時まで、20時まで納税相談事業を行っておる、未納の方へ送る郵便料がこちらの予算で計上されておる形になっております。

○野下委員 ということは、時間を区切っておられるんでしょうけど、未納

の方に送るんですよ。

その未納の方に送るんですけど、この辺の人数でできるんですか。

○収納課長 基本的には、通常的の未納の方については催告とか督促業務でやっておりますけれども、夜間納税相談で郵送をかける方につきましては、個別の諸事情ですとか、どうしてもやはり日中に市役所の窓口に来られない方を対象とした形で郵送している方だけですので、全員が全員の未納の方ではございません。

○野下委員 ということは、市のほうでこの方は把握しているのか、それとも個人が私ちょっとこの時間帯でお願いしますとか、何かそういうアプローチがあって送るのか、その辺を教えてください。

○収納課長 そちらにつきましては、市のほうで把握しています。

1度か2度かは窓口に見えまして、個々の諸事情を伺った上で、記録を、そういったものも残しておりますので、日中見えない方に対して郵送をかけている、発送しているという形になっております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、予算書26ページ、27ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

中段の14款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料、説明欄の総務課分、草井支所目的外使用料（電話柱）から、下段の本庁目的外使用料（郵便ポスト）まででございます。

44ページ、45ページをお願いいたします。

上段の15款3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金でございます。

はねていただきまして、58ページ、59ページをお願いいたします。

中段の16款3項1目総務費委託金、4節選挙費委託金、その下5節統計調査費委託金でございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。

上段の4項5目市町村事務移譲交付金、1節市町村事務移譲交付金でございます。

最下段をお願いいたします。

17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃貸料の説明欄、総務課分、本庁舎自動販売機設置場所貸付収入のほか2点でございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。

下段の2項2目物品売払収入、1節物品売払収入でございます。

はねていただきまして、72ページ、73ページをお願いいたします。

21款5項2目雑入、11節雑入、説明欄、73ページ中段の総務課分、古新聞古雑誌等売却代ほか5件でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、112ページ、113ページをお願いいたします。

中段の2款1項6目行政事務費、説明欄、人件費等から、はねていただきまして、125ページ、上段の固定資産評価審査委員会事業まででございます。

少しはねていただきまして、164ページ、165ページをお願いいたします。

上段の4項1目選挙費、説明欄、選挙管理委員会事業から、はねていただきまして、170ページ、171ページの上段まででございます。

その下、5項1目統計調査費、説明欄、統計調査事業でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○土井委員　115ページの文書管理事業、需用費、コピー用紙が1,171万4,000円計上されていますけれども、今、ペーパーレスというものも進めてほしいなというところで、結構大きな額だと思うんですけど、これってどれくらいの枚数で、昨年度に比べると若干減っていますので、こういった取組によって減っているのかなどの説明があったら補足をお願いいたします。

○総務課長　まず予算内容でございますけれども、量といたしましては、A4のコピー用紙のほうが1万5,000冊、A3のコピー用紙のほうが1,300冊で

ございます。

ちなみに、今年度のほうがA4のほうが1万5,250冊。A3のほうが1,500冊でございます。

減額理由でございますけれども、令和7年度当初予算編成時に比べますと、物価高騰による影響によりまして、コピー用紙の見積額のほうが増加いたしておりましたところが、契約実績も落ち着いて統一単価も減額したことによるものでございます。

○土井委員 何かペーパーレスの取組とかはされていないんですか。

○総務部長 ペーパーレスの取組につきましては、例えば今、庁内の幹部会議、部長級の会議がございますけれども、そういったものでも、今、紙は基本的になしと。ノートパソコンを持ち込んでペーパーレス会議ということでやっております。

それから、ほかの庁内の会議につきましても、できるものについてはペーパーレスで行うようにということで、今順次進めております。

今後、ペーパーレスというのはどんどん進めていかなきゃいけないということで、来年度の予算の中でそういった予算も組んでおりますので、またこれから一層ペーパーレスに取り組んで、こういったコピー用紙だとか、そういった経費の削減にも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○藤岡委員 来年、選挙が3つ、知事選と県議選と市長選、市議選もありますので3つか4つになりますけれども、何かやはり投票率向上のための取組を、今後この1年間大切だと思いますが、そういった取組はどのようにされているか、お聞きしたいです。

○総務課長 特に、若年者層を意識した投票率の向上策といたしまして、昨年の7月に執行いたしました参議院議員通常選挙におきましては、市内でインターネットを閲覧する方にスポット的にバナー広告を表示する自治体ターゲティング広告を利用して投票行動を促す啓発を実施したところでございます。

今後は、さらに表示回数の方を増やして配信をしていくということを実

在考えております。

また、18歳未満の方に関しましては、一般質問のほうでも御答弁させていただきましたが、保護者と一緒に投票所に入場することができますので、親の投票する様子を間近で見る貴重な体験が、子供の将来の投票行動につながる親子連れ投票、こちらのほうを推奨してまいりたいというふうに考えております。

○委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。

よろしかったですか。

○中野委員　121ページの市民総合賠償保険事業、これたしか去年を見ると55万円ぐらいで10万円ちょっとぐらい上がっているんですけど、これは雇業者の保険事業とかという形で、上がった理由が、事故が増えたとか、そういう理由で増えているのか、どういう理由なのか。

○総務課長　市民総合賠償補償保険事業でございますけれども、こちらのほうは、市が所有、使用、管理する施設の瑕疵及び市の業務遂行上の過失に起因する法律上の損害賠償責任を負う場合の損害を、保険金で賄っていただくというものでございます。

人数割での単価となりまして、令和8年度、来年度の予算につきましては、1人当たり6.7円掛ける9万9,000円という計算で66万4,000円の予算内容となっておりますけれども、こちらのほうが昨年度は、1人単価5.58円という計算でございましたところが、積算が変わってきて増額になったというものでございます。

○中野委員　123ページの安全運転管理事業のほうですけれども、これを聞いていて、自分で運転していたら事故すると何だと言われるのであんまり言いたくないんですけど、市役所内、結構やっぱり相変わらず事故が多いなという認識もあって、管理者を置いて安全運転の管理事業をどのように進めて、議場で判こを押したように今後気をつけますというような答弁はあるんですけど、相変わらずこれだけおれば確かに起こるのもあれかなと思うんですけど、その辺の事業の徹底をどうやってやられているんでしょうか、ちょっと教えてほしいです。

○総務課長　基本的に職員一人一人の心がけだと思っておりますけれども、

どうしても交通事故が重なってまいりますときには、総務課から注意喚起するようなメールを出すとか、そういった情報発信をして交通事故が重なっていかないように対応しているところでございます。

- 中野委員　今回の報告で、裏道を通って、ちょっとどこの課だったか忘れましたが、やっぱり高齢者の女性と事故ったというのがあってね。かなり見通しが悪い場所だったというふうに聞くんですけど、それならなおさらやっぱり徐行して、本当に安全を確認してから進むぐらいの、今回、高齢の女性で、本当に亡くなられていなくてよかったなというような事故だと思うんですけど。それを本当に、判こを押したように気をつけますというような議場の答弁じゃなくて、凡事徹底でしっかりとそういうところの徹底をしっかりとしてほしいなど。

公用車を運転する中で、市民を巻き添えにして、けがをさせたり亡くなられたりということは本当にならないように、若い方でふだん運転されない方が多いと思うので、そこはもっとより徹底してやっていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

- 委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、続いて会計課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 会計管理者兼会計課長　それでは、会計課の所管につきまして、該当箇所を御説明させていただきますので、一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

上段の21款2項1目1節預金利子、その下、2目1節有価証券償還差益でございます。

次に、2枚はねていただきまして、72ページ、73ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、73ページの説明欄の下段、会計課所管の印

刷物・物品売捌収入、その下、愛知県証紙売捌手数料でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、136ページ、137ページの下段をお願いいたします。

2款1項9目会計管理費でございます。

こちらの人件費等から、140ページ、141ページの上段、庁用備品出納事務まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようですので、続いて監査委員事務局について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○監査委員事務局長　それでは、監査委員事務局の所管につきまして御説明申し上げます。

歳入はございませんので、歳出について申し上げます。

予算書の172ページ、173ページの中段をお願いいたします。

2款6項1目監査委員費、説明欄の人件費等からはねていただき、174ページ、175ページの愛知県都市監査委員会事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようですので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長　それでは、消防総務課所管につきまして御説明申し上げます。

一般会計予算書及び予算説明書の32ページ、33ページをお願いいたします。
最初に、歳入でございます。

中段でございます14款1項6目1節消防使用料、消防総務課分の消防施設
目的外使用料の3つの項目でございます。

次に、42ページ、43ページをお願いいたします。

中段でございます15款2項5目1節消防費補助金、消防総務課の防衛施設
周辺民生安定施設整備事業補助金でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

上段でございます17款1項1目2節使用料及び賃貸料、消防総務課の消防
庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

中段でございます21款5項2目8節公務災害補償基金支出金で、消防団員
等公務災害補償基金支出金でございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

下段でございます21款5項2目11節雑入、消防総務課分、全国消防グルー
プ保険事務費負担金から、その2つ下の尾張水害予防組合水防団出動手当で
ございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

上段でございます、22款1項5目1節消防債、消防総務課で消防施設整備
事業債でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、大きくはねていただきまし
て、358ページ、359ページをお願いいたします。

中段でございます9款1項1目消防総務費の人件費等からはねていただき
まして、370ページ、371ページ、下段でございます、消防予防費の上、26節
公課費まででございます。

説明は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたし
ます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員 議案質疑でも出ていましたが、はしご車ですよね。これが導入されて、今まで入れなかったところはかなり入れるようになるというお話も聞きましたが、どのぐらい、どのぐらいというのもおかしいですね。

例えば幅員でいうと何メートルのところが入れなかったのが入れるようになったとか、これでかなり市内の広い場所にも行けるようになった。一番効果的なのはやはり江南団地になるんですか、どの辺りでしょうか。

○消防総務課長 今、委員言われますように、道路幅まで、ちょっと細かい数字までは持ち合わせておりませんが、言われますように、江南団地の場所につきましては、車が、長さが短くなる分、進入もしやすくなりますし、またあその場所では、南側のベランダ側の緑地帯等がありまして、今までのはしご車は大きかったんですけれども、横に伸ばす水平距離というものが若干不足で、活用に不向きであったという実情がございました。

今回、はしごを長く上に伸ばすほうは短くはなりますが、その分車両が安定することによって横に伸ばす水平距離が約6メートルほど伸びる関係で、江南団地はまさに効果的な使用ができるものと考えております。

○中野委員 今の藤岡委員の続きなんですけれども、前に議案質疑で、大きくて、26回ぐらい事例があったけど、結局出動できんかったと。小さくなったので出動できるようになると。それがどれぐらいカバーできるようになるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○消防総務課長 数字的に表すのは本当に難しいかなと思うんですけれども、消防長の議案質疑の答弁でもありましたように、過去の10年間の事例でしかやっぱりお答えすることができなくて、やっぱり10年間に25件ほどが対象の事例はございましたが、今言われましたが、江南団地も含めてその中には入っておりますが、そういった事例でも、ちょっと今まで使用できなかったものですから、今回の車両を導入することで、そういった過去の事例で対応できなかったところが対応できるようになるというふうに思っております。

ただ、その代わり、長さ的には短くなりますので、その部分については別の消防隊の活動で、今まででも13階からは使用ができていないこともありますので、それと同じような消防活動にはなるかと思うんですけれども。

○中野委員 これ2億円近い金額を出して25回あって、それがちょっとまだ

分からないというのがちょっと腑に落ちない。

前回もでかいやつを買って、あかんかったからこれを小型にすると行って、その検証がちょっと分からんというのは、ちょっと僕には納得できんかなと思うんですけど。

25回あって、どういう形でその出動がゼロになったので、今回小型にしますという検証がきちっとされて、これにしましたというのが出てくれば納得できるんですけど、これは実際あれじゃないですか。前の35メートルのときも、7年に1回ぐらい、4,000万円ぐらいのオーバーホールがかかるわけじゃないですか。これも幾らかかかりますよね。それもかかっている。

今回、導入費用2億円近い金をかけて、それがちょっとどうなるか分かりませんというのはちょっと納得できんし。

○消防総務課長 消防での検証での話にはなりますが、市内にそういった対象物というのが377棟あるというふうに把握はしております。

今の車両の長さ35メートルのものと、やっぱり電線とかの環境も当然ありますけれども、消防のほうで調査したりなんかして、今のものと大体377棟のうちの40%しか接棟はできななかったと。残りの60%については道路の幅、またそういった電線の環境等で60%は接棟はできななかったと、そこは事実としてございます。

それが、今回の長さにすることによって、先ほど私お答えさせていただきました藤ヶ丘がやっぱり大きなポイントかと思うんですけども、あそこにはやっぱり四、五階の棟が割とたくさんございますが、今まではそこがちょっと対象で使いにくかったのが、今回の車両でカバーできることによって、40%を優に超える接棟の数ができるというふうに考えております。

○中野委員 実際、今40%は、これにすると、実際じゃあ何%になるのか、50%とか60%とか、そういう答え方でもいいので、どれぐらいまで上がるのか。

○消防長 今の課長が答えた件なんですけれども、現状、防火対象物、おおむね4階以上ということで377棟、これを100%として考えております。進入し、接棟できるというものが152棟の40.3%、これが答えさせていただいた内容になります。今回、車両を小さくすることによって、じゃあ具体的にど

れだけ進入できて接棟できるのかというのは、先日デモ機などを用いて検討したんですけれども、そういったものはないということで、メーカーのほうからデモ機がなかったものですから、実際に当てることができないんですけれども、あくまで数字で申し上げますと、今のはしご車に入れるのが377棟のうち195棟といったところですので、そのうち接棟が152棟ということなので、その差で申し上げますと、43棟はそこに入ることが確実にできるだろうと。ただ、空中線であったり、そういったまた別の障害によって接棟できないという部分もあるかと思っておりますので、一概にこの何%というのは現状ではしっかりした数字ではお示しはできないのかなというふうに考えております。

○稲山委員 一般質問をやらせていただきまして、2点ほどお願いをしたわけですが、そのうちのひとつとして、本当に実効力のあるものを買ったほうがいいよと。35メートルじゃなくて、25メートルぐらいで本当に即戦力になる、買うならそういったものを買ったほうがいいというふうに言わせていただいたのを記憶しておりますけれど、それはそれとして、ありがたく受け止めておきたいと思っておりますけれど。

もう一点、今の中野委員も言われておりましたけれども、もう一点、僕が言っていたのは、今回、海部郡のほうでもありましたけど、共同運用、それはやっぱり年間35メートルでは本当に一回もつけたことがないようなはしご車を、江南市のようなところで、そんな持つ必要があるのかと。共同運用したらどうだという話をさせていただいた記憶がございます。

その中で、今回購入するに当たって、そういった検討というのは、1度各市町に問いかけていただいて検討されたのかということをもとにちょっと1点聞いておきたいと思っておりますが、いかがでしたか。

○消防総務課長 今、稲山委員が言われますように、稲山委員の令和4年の12月定例会のときにそういった御指摘がありました。

その後、共同運用につきましても、近隣の消防本部のほうにもお声がけをさせていただきましたが、よい回答はいずれもしていただけなかったということでございます。

○稲山委員 一応検討というか、そういった働きかけだけはやってもらえたということですので、その辺は消防のほうで御尽力いただいた中での

こういった車両を購入したということでもありますので、それはそれでいいと思いますけれど。

あと、先ほどのこの車両を使つての火災現場での活用ということでもありますけれど、ちょっと今の出動体制がしっかりと分かっていないんであれなんですけれど、中高層火災のときの出動で、今、多分一緒にはしご車というのは出かけられておるのかなとは思いますが、江南団地である場合は、大体のつける位置というのは分かるものですから、実際問題、記憶的にあるのは福玉倉庫のときの火事なんかだと、後に来てもしっかりホースなんかでもう寄りつけることができないという、道路の問題じゃなくて、分団の車両だとか全ての車両が全部ついていきますので、そこへ寄りつくことができませんので、その辺のやっぱり寄りつき方というか、つけ方というか、そういったことも最初出動していくときに、ある程度の予測を立てて出動していただかないと、行ったは寄りつかない。空中線は特に大体分かっているものですから、ホースだけはもう何ともならんものですから、車両と。その辺はきちっと事前訓練されるのかちょっと分かりませんが、その辺だけはせっかくのはしご車を購入されたということでもありますので。

ぜひとも、そういった場面が起きましたときには、火災が起きましたときには、しっかりと使っていただいて、早期に鎮火できるような体制づくりをしていただきたいと思いますので、これは要望でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○消防長 貴重な御意見をありがとうございます。

消防では、4階以上、おおむね15メートル以上のところにはしご車を出動するという計画編成になっております。

実際、はしご車をもって、年間対象物に対して調査をしております。先ほどお答えさせていただいた数字というのも、そういった調査の中から拾った数字でございます。

ただ、稲山委員が言われるように、はしご車、大きい車ですので、出動編成において対象となった場合は、一番先頭を走って最先着できるように、ホースラインがない状態で部署できるように指導のほうを考慮しておりますので、御理解いただければと思います。

- 委員長　ほかに質疑はございませんか。
- 土井委員　すみません、はしご車じゃないんですけれど、361ページの救急救命士養成事業、これ210万円、研修会等参加負担金がついています。
- これって公費負担率というのはどれくらいで、これで何人くらい救命士が養成できるのかって教えていただけますか。
- 消防総務課長　今回上げさせていただきました救急救命士養成事業の費用でございますが、職員1人が救命士養成研修所のほうに入校して研修を受けるといふ費用になりますので、対象としては1名となります。
- 委員長　全部市費なのか。
- 消防総務課長　全額市費でございます。
- 委員長　ほか、よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、続いて消防予防課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 消防予防課長　それでは、消防予防課の所管につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

歳入歳出予算事項別明細書の36ページ、37ページをお願いいたします。

36ページ下段にございます14款2項6目1節消防手数料、説明欄にございます消防予防課、危険物施設設置（変更）許可検査等手数料及び煙火消費許可申請手数料でございます。

次に、はねていただきまして、72、73ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、73ページ、説明欄、下段にございます消防予防課、コピー等実費徴収金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、370、371ページをお願いいたします。

370ページ下段にございます9款1項2目消防予防費、説明欄の人件費等から、376、377ページ、説明欄中段の煙火消費許可、立入検査等事業までで

ございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて消防署について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防署長 それでは、消防署所管の当初予算につきまして御説明させていただきますので、予算書の40ページ、41ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

中段にございます15款1項3目1節消防費負担金、緊急消防援助隊活動費負担金でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、376ページ、377ページをお願いいたします。

中段にございます9款1項3目消防署費、人件費等から少しはねていただきまして、386ページ、387ページ、指揮出動事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員 40ページの緊急消防援助隊活動費負担金ですけれども、これは10分の10で国から来るやつだと思ふんですけれども、これを毎年もらっていて、それで何か災害が起こったら行ってくださいよという。先ほどの車両購入費ではなくて、この負担金をもらって活動に、何に使うお金かということで説明をお願いします。

○消防署長 歳入にございます消防費負担金の緊急消防援助隊活動費負担金につきましては、災害が発生しまして、愛知県の中で、江南市が緊急消防援助隊として国のほうから出動の命令がありまして、現地で活動した費用について、実績に応じて後に交付金として受領するものでございます。

○藤岡委員 ということは、これは未来のことの予測じゃなくて、既にこの

前の能登半島地震で援助隊が行ったときの費用が今もらえているという、そういう意味なんですか。

○消防署長 能登半島の地震災害で出向した費用につきましては、既に受領をしております。

これは出動に係る燃料費であったり、示された食料費であったり、活動に関する費用を歳出のほうに見込んでございますので、執行した中で、後に国のほうに負担金として交付していただくものになります。

○委員長 ほかよかったですか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 18 分 休 憩

午後 2 時 18 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号 令和8年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入

○委員長 続いて、議案第41号 令和8年度江南市一般会計補正予算（第1号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 それでは、令和8年度江南市一般会計補正予算（第1号）の財

政課の所管につきまして説明をさせていただきますので、追加議案書を願
いいたします。

歳入でございます。

追加議案書の 8 ページ、9 ページをお願いいたします。

中段、19款 1 項 1 目 1 節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でござ
います。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願
いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたし
ます。

暫時休憩します。

午後 2 時 20 分 休 憩

午後 2 時 20 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 41 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま
した。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員会審査に関する報告の作成につきましては、正・副委員長に御
一任いただきたいと思いますので、よろしく願います。

行政視察報告書について

○委員長 それでは次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題といた
します。

報告書につきましては、タブレット端末に配信しております。

去る令和8年2月3日及び4日に、兵庫県加古川市、兵庫県豊岡市を行政視察しました報告書について、御協議をお願いいたします。

それでは、何か御意見等ございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでありますので、このまま今定例会において提出いたしますので、よろしく申し上げます。

市民と議会との意見交換会について

○委員長 続きまして、市民と議会との意見交換会についてを議題といたします。

資料はタブレット端末に配信しておりますので御覧ください。

令和8年1月30日に、江南市総合防災訓練参加協力機関と開催いたしました。

市民と議会との意見交換会につきましては、事前に委員の皆様にご確認いただきましたこの資料のとおり、広報「こうなん」4月号に掲載したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

よろしかったですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

皆様の御協力により、非常に早い時間ではございますが、スムーズな審査ができましたことにつきまして、大変感謝申し上げます。

委員からいろいろ御指摘があった御意見等を踏まえ、今後生かしていただくことをよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、これを挨拶と代えさせていただきます。本日はどうもお疲れさまでした。

以上で総務委員会を閉会いたします。

午後2時25分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 須賀博昭

総務副委員長 土井 紫